## 内 閣 委 (員会)

地 域  $\mathcal{O}$ 自 主 性 及 び 自 立 性 を 高 8 る た 8 0) 改 革  $\mathcal{O}$ 推 進 を 义 る た 8  $\mathcal{O}$ 関 係 法 律  $\mathcal{O}$ 整 備 に 関 す る 法 律

案 閣 法 第三 六 号) 衆 議 院 送 付 要 남

本 法 律 案 は 地 方 公 共 寸 体 等  $\mathcal{O}$ 提 案 等 を 踏 ま え、 都 道 府 県 か 6 指 定 都 市 等  $\sim$  $\mathcal{O}$ 事 務 • 権 限  $\mathcal{O}$ 移 譲 地 方 公

共 寸 体 に 対 す る 義 務 付 け  $\mathcal{O}$ 緩 和 等  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講 ľ ょ うと す る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ り、 そ  $\mathcal{O}$ 主 な 内 容 は 次  $\mathcal{O}$ と お り で あ る。

就 学 前  $\mathcal{O}$ 子 تخ ŧ に 関 す る 教 育 保 育 等  $\mathcal{O}$ 総 合 的 な 提 供  $\mathcal{O}$ 推 進 に 関 す る 法 律  $\mathcal{O}$ 部 改 正

所

指 定 都 市  $\mathcal{O}$ 長 が 行 う こととす る

1

指

定

都

市

 $\mathcal{O}$ 

区

域

に

在

す

る

幼

保

連

携

型

認

定こど

ŧ

袁

以

外

 $\mathcal{O}$ 

認

定

こど

ŧ

袁

 $\mathcal{O}$ 

認

定

に

係

る

事

務

権

限

を

2 指 定 都 市 又 は 中 核 市  $\mathcal{O}$ 区 域 に 所 在 す る認 定こども 袁  $\mathcal{O}$ 変 更  $\mathcal{O}$ 届 出 に 係 る 事 務 権 限 を、 指 定 都 市  $\mathcal{O}$ 長

又 は 中 核 市  $\mathcal{O}$ 長 が 行 うこととす る。

<u>\_</u> 行 政 手 続 に お け る 特 定  $\mathcal{O}$ 個 人 を 識 別 す る た め 0) 番 号  $\mathcal{O}$ 利 用 等 に 関 す る 法 律 0) 部 改 正

特 別 支 援 学 校  $\sim$  $\mathcal{O}$ 就 学 奨 励 に 関 す る 法 律 に ょ る 特 別 支 援 学 校  $\sim$  $\mathcal{O}$ 就 学 0) た  $\otimes$ 必 要 な 経 費  $\mathcal{O}$ 支 弁に 関 す る

事 務 を 処 理 す る た め に 必 要な 特 定 個 人情 報 に、 生 活 保 護 関 係 情 報 を 追 加 す る。

三、地方自治法の一部改正

給 与 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 給 付 に 関 す る 処 分 等 に 0 1 て  $\mathcal{O}$ 審 査 請 求 が さ れ た 場 合  $\mathcal{O}$ 議 숲  $\sim$  $\mathcal{O}$ 諮 間 に 0 1 て は 当 該 審

査 請 求 が 不 適 法 で あ り、 却 下 す るときを 除 くこととし 当 該 審 査 請 求 を 却 下 L た とき は そ  $\mathcal{O}$ 旨 を 議 会 に

報告しなければならないこととする。

四、児童福祉法の一部改正

全 7  $\mathcal{O}$ 事 業 所 が  $\mathcal{O}$ 中 核 市  $\mathcal{O}$ 区 域 に 所 在 す る 指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者 12 係 る 業 務 管 理 体 制  $\mathcal{O}$ 整 備 に 関

す る 事 項  $\mathcal{O}$ 届 出 に 係 る 事 務 権 限 を 中 核 市  $\mathcal{O}$ 長 が 行 うことと す る。

障 害 者  $\mathcal{O}$ 日 常 生 活 及  $\mathcal{U}$ 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た 85  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 改 正

五.

全 7  $\mathcal{O}$ 事 業 所 が  $\mathcal{O}$ 中 核 市  $\mathcal{O}$ 区 域 に 所 在 す る 指 定 事 業 者 等 及 び 指 定 般 相 談 支 援 事 業 者 に 係 る業 務 管

体 制  $\mathcal{O}$ 整 備 12 関 す る 事 項  $\mathcal{O}$ 届 出 12 係 る 事 務 権 限 を、 中 核 市  $\mathcal{O}$ 長 が 行 うこととする。

六、農業災害補償法の一部改正

1 農 業 共 済 組 合 又 は 農 業 共 済 事 業 を 行 う 市 町 村 は、 家 畜 共 済  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 共 済 目 的  $\mathcal{O}$ 種 類 に 0 き、 当 該 種 類 を

共 済 目 的  $\mathcal{O}$ 種 類 とし な いことに 0 V て 政 令 で 定  $\Diamond$ る 相 当 0) 事 由 が あ るときは 当 該 種 類 を共 済 目 的  $\mathcal{O}$ 種

理

類としないことができることとする。

2 都 道 府 県  $\mathcal{O}$ 区 域 を そ  $\mathcal{O}$ 区 域 とする農 業 共 済 組 合 連 合 会 が な 7 場 合 に は、 当 該 都 道 府 県 に 都 道 府 県 農 業

共済保険審査会を置かないことができることとする。

七、森林法の一部改正

都 道 府 県 知 事 に ょ る 地 域 森 林 計 画 に 係 る 農 林 水 産 大 臣  $\sim$  $\mathcal{O}$ 協 議 に 0 1 て、 当 該 計 画  $\mathcal{O}$ 内 容  $\mathcal{O}$ Ď 5 委 託 を

受 け て 行 う 森 林  $\mathcal{O}$ 施 業 又 は 経 営  $\mathcal{O}$ 実 施 森 林 施 業  $\mathcal{O}$ 共 同 化 そ  $\mathcal{O}$ 他 森 林 施 業  $\mathcal{O}$ 合 理 化 に 関 す る 事 項 に 係 る 協

議については届出とする。

八、公営住宅法の一部改正

1 公 営 住 宅 法 に 規 定 す る 公 営 住 宅 建 替 事 業」 に、 現 に 存 す る 公 営 住 宅 又 は 公 営 住 宅 及 び 共 同 施 設 を 除

却 す る と と ŧ 12 れ 5  $\mathcal{O}$ 存 L 7 11 た 土 地 に 沂 接 す る +: 地 に 新 た に 当 該 除 却 す る 公 営 住 宅 又 は 公 営 住

宅 及  $\mathcal{U}$ 共 同 施 設 12 代 わ る べ き 公 営 住 宅 又 は 公 営 住 宅 及 75 共 同 施 設 を 建 設 す る 事 業 複 数 0) 公 営 住 宅  $\mathcal{O}$ 機

能 を 集 約 す る た  $\Diamond$ に 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。 を 加 え る。

2 事 業 主 体 は、 公営 住 宅  $\mathcal{O}$ 入 居 者 が 認 知 症 で あ る者、 知 的 障 害 者 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 玉 土 一交通 省令で定 め る者 で あ

る 場 合 12 お 1 て、 当 該 入 居 者 が 収 入  $\mathcal{O}$ 申 告 をすること 及 び 収 入 状 況  $\mathcal{O}$ 報 告  $\mathcal{O}$ 請 求 に 応 じ ることが 木 難 な

事 情 に あ る と 認  $\Diamond$ る ときは、 当 該 入 居 者 か 5  $\mathcal{O}$ 収 入  $\mathcal{O}$ 申 告 が な く 収 入 状 況  $\mathcal{O}$ 報 告  $\mathcal{O}$ 請 求 に 応 U な 1 場

合 で あ 0 て ŧ 政 令 で 定 め るところ に ょ り、 当 該 入 居 者  $\mathcal{O}$ 毎 月  $\mathcal{O}$ 家 賃 を 定  $\otimes$ ることが で きることとす

る。

3 事 業 主 体 は、 区 域 内  $\mathcal{O}$ 住 宅 事 情 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 事 情 を 勘 案 Ļ 低 額 所 得 者  $\mathcal{O}$ 居 住  $\mathcal{O}$ 安 定 を 义 る た  $\Diamond$ 特 に 必 要

が あ る لح 認  $\otimes$ る とき は 政 令 で 定  $\Diamond$ る 基 準 に 従 1 条 例 で、 公 営 住 宅  $\mathcal{O}$ 明 渡 L  $\mathcal{O}$ 請 求 に 係 る 収 入  $\mathcal{O}$ 基 潍

を定めることができることとする。

九、国土利用計画法の一部改正

都 道 府 県 知 事 に ょ る 土 地 利 用 基 本 計 画 に 係 る 玉 土 交 通 大 臣 0) 協 議 に つ V) て、 意 見 聴 取 とする。

十、施行期日

۲ 0 法 律 は 平 成 三 + 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る。 ただし、 六 0 2 及 び 九 に 0 1 て は 公 布  $\mathcal{O}$ 日 か 5

六 0) 1 七 及 び 八 に 0 1 7 は 公 布  $\mathcal{O}$ 日 カン 5 起 算 して三月を経 過 L た 日 カン ら、 兀 及 び 五. に 0 7 7 は 平 ·成三十

年四月一日から施行する。